

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No. 4 5

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

+!..!+ *+!..!.. !..!+* *!...○○ ○○...!* *+!..!.. !..!+* *+!..!+*

5月は自動車税の納期です

自動車税の納税通知書は5月7日に発送されます。
お手元に届きましたら、**5月31日（金）まで**に
お近くの金融機関等でお納めください。

+!..!+ *+!..!.. !..!+* *!...○○ ○○...!* *+!..!.. !..!+* *+!..!+*

Q 1 自動車税は誰が払うの？

平成31年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

Q 2 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

年度の途中で廃車にした場合は、抹消登録が行われた月の翌月分から月割計算で減額となります。既に税金を納めていただいている場合は還付されます。

もし、所有する自動車に乗らなくなったときは、必ず廃車手続きをお願いします。手続きがない場合は、翌年度も課税されてしまいます。

Q 3 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、**5月31日（金）まで**平成31年度分の減免申請の受付を行っています。

※ 詳しくは、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066、平日9時～17時【土日・休日、年末年始を除く】）又は支庁総務課税務担当（2-4411、平日8時30分～17時15分【土日・休日、年末年始を除く】）へご相談、お問い合わせください。

また、軽自動車に関するお問い合わせは町村役場へお願いします。